第8981号

平成19年9月28日（金曜日）　高知県公報

高知県公報

発行　高知県　高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日　毎週2回（火曜日・金曜日）

目　次

規　則　ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則〈9・18掲示〉　1
◎政治倫理の確立のための高知県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則　1
◎政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則　1
◎高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則　1
◎政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則　1
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則　2
◎高知県職員倫理規則等の一部を改正する規則　2
◎高知県税規則の一部を改正する規則　2
◎高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則　9
◎高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則　9
◎高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則　9
◎高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則　9
◎県税及び県税外諸収入金郵便振替払込規則を廃止する規則　9
告　示
◎告示（地方自治法第153条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部改正　（行政管理課）　9
○生活保護法による医療機関の指定　（福祉指導課）　9
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出　（〃）　9
○生活保護法による介護機関の指定（2件）　（〃）　9
○生活保護法による指定介護機関の所在地の変更の届出　（〃）　10
○生活保護法による施術機関の指定　（〃）　10
○生活保護法による指定施術機関の廃止の届出　（〃）　10
○道路の区域変更（5件）　（道路課）　10
○道路の供用開始（5件）　（〃）　11
高知県議会告示
◎高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正　12
高知県教育委員会規則
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則　12
高知県公安委員会規則
◎高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則　12
高知県監査委員告示
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者〈9・13掲示〉　13
正　誤
◎正誤（平18・4・1　告示ほか）　14

規　　則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年9月18日（掲示済）
高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第96号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考10を同表備考11とし、同表備考9を同表備考10とし、同表備考8を同表備考9とし、同表備考7を同表備考8とし、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3　保健福祉推進監、排出権取引推進監、環境農業推進監、建設検査長、土木技術監及び参事に係る3の(4)、(5)、(7)、(8)及び(10)の事項に係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「副部長等」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

政治倫理の確立のための高知県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成19年9月28日
高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第98号

政治倫理の確立のための高知県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

政治倫理の確立のための高知県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年高知県条例第1号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成19年9月30日とする。

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成19年9月28日
高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第99号

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年高知県条例第12号）附則第1項の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成19年9月30日とする。

高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成19年9月28日
高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第100号

高知県税条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県税条例の一部を改正する条例（平成19年高知県条例第66号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日は、平成19年9月30日とする。

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年9月28日
高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第101号

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための高知県知事の資産等の公開に関する条

例施行規則（平成７年高知県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第２条第１項第６号」を「第２条第１項第５号」に、「証券取引所」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第16項に規定する金融商品取引所」に、「証券業協会」を「同条第13項に規定する認可金融商品取引業協会」に改める。

第３条第１項中「第２条第１項第６号」を「第２条第１項第５号」に、「株券」を「株券、金銭信託」に改め、同条第２項から第５項までの規定中「第２条第１項第７号」を「第２条第１項第６号」に改める。

別記第１号様式及び別記第２号様式中「・郵便貯金」、

「　（３）　郵便貯金

郵便貯金の総額	円

注　通常郵便貯金を除く。」

及び

「　５　金銭信託

元本の総額	円

」

を削り、「６　有価証券」を「５　有価証券」に、「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に、「７　自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）」を「６　自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）」に、「８　ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）」を「７　ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）」に、「９　貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）」を「８　貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）」に、「10　借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）」を「９　借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）」に改める。

附　則

この規則は、平成19年９月30日から施行する。ただし、別記第１号様式及び別記第２号様式の改正規定（「・郵便貯金」及び

「　（３）　郵便貯金

郵便貯金の総額	円

注　通常郵便貯金を除く。」

を削る部分に限る。）は、同年10月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第102号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別表第３の５の(２)の表14の(３)の項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類回収業者」に改める。

附　則

この規則は、平成19年10月１日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

高知県職員倫理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第103号

高知県職員倫理規則等の一部を改正する規則

（高知県職員倫理規則の一部改正）

第１条　高知県職員倫理規則（平成12年高知県規則第219号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第５号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「第75条第１項」を「第67条の11第１項」に改める。

（高知県財産規則の一部改正）

第２条　高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第131条第１項第２号中「証券取引所」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第16項に規定する金融商品取引所」に改める。

（高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部改正）

第３条　高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成９年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の表10の項(７)中「証券会社」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第８項に規定する金融商品取引業を行う者」に、「営業所」を「営業所又は事務所」に改める。

附　則

この規則は、平成19年９月30日から施行する。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第104号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式の１中

「所在地

法人名　　　　　　　　　　様」

を

「　所在地

名　称　　　　　　様　　」

に、「延滞金の」を「、延滞金の」に、「差引納付すべき」を「差引き納付すべき」に、「差引法人税割額」を「差引き法人税割額」に、「差引均等割額」を「差引き均等割額」に、「「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、特定信託の受託者である信託業を行う法人の特定信託に係る県民税の法人税割又は事業税にあっては「事業年度又は連結事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」を「、「法人税額」とあるのは、「個別帰属法人税額」に、

「　１　この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第４条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副２通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

２　この処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(１)から(３)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

（１）　審査請求のあった日の翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。

（２）　処分、処分の執行又は手続の実行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

１　この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第４条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができま

す。

なお、審査請求書（正副２通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

２　この処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(１)から(３)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(１)　審査請求のあった日の翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。

(２)　処分、処分の執行又は手続の実行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(３)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

に、「納付場所」を「納付の場所」に改める。

別記第12号様式の２中「法人名」を「名　称」に改め、

「注　特定信託の受託者である信託業を行う法人の特定信託に係る事業税にあっては、「事業年度又は連結事業年度」とあるのは、「特定信託の計算期間」と読み替えてください。」

を削る。

別記第12号様式の３を次のように改める。

第12号様式の３（第５条関係）

法人（県民税／事業税）の更正請求の（却下／棄却）通知書

第　　　号
年　　月　　日

所在地
名　称　　　　　　　　様

県税事務所長　印

年　　月　　日付けで請求のありました　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの事業年度分に係る標記のことについては、次の理由により却下・棄却します。

却下・棄却の理由

注　法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税又は事業税にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

１　この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第４条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副２通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

２　この処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(１)から(３)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(１)　審査請求があった日の翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。

(２)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(３)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第52号様式から別記第53号様式までを次のように改める。

第52号様式（第34条の２、第41条の２関係）

第　　　号
年　　月　　日

知事　様

高知県知事　印

法人県民税
事業税の申告書の提出期限の延長等の通知書

このことについて、地方税法第53条第48項又は地方税法施行令第24条の３第６項（同令第24条の４第６項、第24条の４の２、第24条の４の３第３項及び第24条の５において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり通知します。

法人名			
主たる事務所等の所在地	高知県　　市 郡　　町 村		
延長等の内容	県民税	年　月　日から 年　月　日まで　の事業年度分から	月間延長 月間延長に変更 取消し・取りやめ
	事業税	年　月　日から 年　月　日まで　の事業年度分から	月間延長 月間延長に変更 取消し・取りやめ
		年　月　日から 年　月　日まで　の事業年度分を　年　月　日まで延長	
決算が確定しない理由	１　会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由のため （１）　地方税法第72条の25第３項該当 （２）　地方税法第72条の25第５項該当 ２　災害その他やむを得ない理由のため （１）　地方税法第72条の25第２項又は第４項該当 （２）　地方税法第72条の25第６項又は第７項該当 （３）　地方税法第72条の25第14項該当		
従たる事務所等の所在地	関係都道府県名	所在地	

注　法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税又は事業税にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

第52号様式の２（第34条の２関係）

第　　　　号
年　　月　　日

市
町長　様
村

県税事務所長　印

法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の通知書

このことについて、地方税法第53条第49項の規定により、下記のとおり通知します。

記

所在地	法人名	事業年度	申告期限の延長、延長期間の変更、取消し等の区分	延長又は延長期間の変更に係る月数
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		
		・　・ ・　・		

注　法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

第53号様式（第35条、第43条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

知事　様

高知県知事　印

法人 県民税 事業税 に係る分割基準の修正等の請求書

貴管内に主たる事務所等を有する次の法人について、法人県民税・事業税の分割基準が事実と異なっていますので、地方税法第58条第４項及び第72条の49第５項の規定により修正等の請求をします。

<table>
<tr><td rowspan="3">法人名</td><td rowspan="3">主たる事務所等の所在地</td><td rowspan="3">事業年度</td><td colspan="5">従たる事務所等</td><td rowspan="3">分割基準を誤った理由</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">所在地</td><td colspan="3">分割基準</td></tr>
<tr><td>区分</td><td>既分割数</td><td>本県算定</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>従業者</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置年月日</td><td></td><td>事務所等固定資産</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>従業者</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置年月日</td><td></td><td>事務所等固定資産</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>従業者</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置年月日</td><td></td><td>事務所等固定資産</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>従業者</td><td></td><td></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>設置年月日</td><td></td><td>事務所等固定資産</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="8"></td></tr>
</table>

注　１　県民税及び事業税の分割基準が異なる場合は、上段に県民税、下段に事業税の基準を示しています。
　　２　法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税の法人税割又は事業税にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

別記第55号様式中
「市
町長　　　　様
村　　　　　　」
を
「市
町長　様
村　　　　　　」
に、
「　第　　　　号
　年　　月　　日」
を
「第　　　　号
年　　月　　日　」
に、
「　　県税事務所長　㊞」
を
「県税事務所長　㊞　　」
に、「係る法人税にあっては「事業年度」とあるのは「連結事業年度」を「あっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」に改め、「、特定信託の受託者である信託業を行う法人の特定信託に係る法人税にあっては「事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と」を削る。

別記第56号様式を次のように改める。

第56号様式（第35条、第43条関係）

年　　月　　日

所在地
名　称　　　　　　　様

県税事務所長　㊞

法人 県民税 事業税 に係る分割基準の 修正 決定 通知書

地方税法第58条第１項から第３項まで又は第５項及び第72条の49第３項の規定により、次のとおり修正・決定しました。

課税番号		事業年度	年　月　日から 年　月　日まで	処理区分 決定　・　修正　・　再修正

関係道府県名及び事務所等の所在地		分割基準の数値			
		事務所等		従業者	
		修正前	修正・決定後	修正前	修正・決定後
1	高知県				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					
事業税の分割基準	従業者　事務所等 固定資産　軌道	備考			

注　法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税の法人税割又は事業税にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1　この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第４条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副２通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2　この処分の取消しの訴えは、上記１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）　審査請求があった日の翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。

（2）　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　別記第56号様式の２中
「　　第　　　号
　　　年　月　日」
を
「第　　　　号
　年　　月　　日」
に、
「法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知書」
を
「　　法人県民税/事業税に係る課税標準額等の通知書　　」
に改め、「同法」を削り、
「売上高総数」を「売上高総数」に、
「軌道又は鉄道」を「軌道又は鉄道」に改め、「、特定信託の受託者である信託業を行う法人の特定信託に係る県民税の法人税割又は事業税にあっては「事業年度又は連結事業年度」とあるのは「特定信託の計算期間」と」を削る。
　別記第63号様式を次のように改める。

第63号様式（第42条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

高知県知事　印
（県税事務所長）

法人税の課税標準である所得金額の更正/決定請求書

　地方税法第72条の40の規定により、下記のとおり法人税の課税標準である所得金額の更正・決定を請求します。

記

名称	
所在地	
事業種目	
事業年度	年　月　日から　　年　月　日まで
申告区分及び処理区分	中間　確定　修正　清算　申告是認　更正　決定
法人税の課税標準である所得金額	
県が算定した所得金額	
更正・決定請求の事由	

注　法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

別記第64号様式中
「　第　　　　　号
　年　　月　　日」
を
「第　　　　　号
　年　　月　　日　」
に、
「高知県知事　　　　　　　　　印」
を
「　　　　　高知県知事　印　　」
に、
「法人事業税に係る課税標準総額の更正・決定請求書」
を
「　法人事業税に係る課税標準総額の更正
決定請求書　　」
に改め、
「注　特定信託の受託者である信託業を行う法人の特定信託に係る事業税にあっては、「事業年度又は連結事業年度」とあるのは、「特定信託の計算期間」と読み替えてください。　」
を削る。
別記第64号様式の2中「法人名」を「名　称」に、
「　年　　月　　日」
を
「年　　月　　日　」
に、
「　　県税事務所長　印」
を
「県税事務所長　印　　」
に、
「法人事業税に係る課税標準総額の更正・決定通知書」
を
「　法人事業税に係る課税標準総額の更正
決定通知書　　」
に、
「注　特定信託の受託者である信託業を行う法人の特定信託に係る事業税にあっては、「事業年度又は連結事業年度」とあるのは、「特定信託の計算期間」と読み替えてください。
（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）　」
を
「（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）　」
に改める。
別記第64号様式の3を次のように改める。

第64号様式の３（第43条関係）

第　　　号
年　　月　　日

知事　様

高知県知事　印

法人事業税の更正の請求事項届出済通知書

このことについて、地方税法施行規則第６条の４第３項の規定により、次のとおり通知します。

法人名			主たる事務所等所在地	高知県　　市 郡　　町 村	
更正の対象となる事業年度	年　月　日から 年　月　日まで		事業税の課税標準の総額	千円	
分割基準について誤りを生じた事情の詳細					

関係都道府県	事務所等の所在地	請求の前後の別	分割基準	課税標準額		
				400万円以下	400万円超800万円以下	800万円超又は比例税率
		請求前		千円	千円	千円
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
合計		請求前				
		請求後				

注　法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る事業税にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成19年９月30日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の高知県税規則別記様式は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第105号

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

高知県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成９年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号を次のように改める。

（１）　鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第２条第12号に規定する車両のうち旅客車

別表第１の１の表10の項中

「

（９）　郵便局	当該公共的施設に該当するすべての施設

」

を削る。

附　則

この規則は、平成19年10月１日から施行する。

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第106号

高知県希少野生動植物保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県希少野生動植物保護条例施行規則（平成18年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。

第24条第１号キ中「郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和24年法律第213号）第７条第１項の委託事務」を「郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第８条第１項の再委託業務」に改める。

附　則

この規則は、平成19年10月１日から施行する。

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第107号

高知県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県道路占用料徴収条例施行規則（昭和44年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第５号」を「第４号」に改める。

第３条第１項中「第５条第８号」を「第５条第７号」に改める。

別表第１の(１)中「第５条第６号」を「第５条第５号」に改め、同表の(２)中「第５条第７号」を「第５条第６号」に改め、同表の(３)中「第５条第８号」を「第５条第７号」に改める。

附　則

この規則は、平成19年10月１日から施行する。

高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第108号

高知県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

高知県建築計画概要書等閲覧規則（昭和46年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第１条中「又は磁気ディスク等」を「若しくは磁気ディスク等」に改める。

第２条第１号中「高知県中村土木事務所」を「高知県幡多土木事務所」に、「定期検査報告概要書等」を「定期検査報告概要書」に改め、同条第２号中「高知県中村土木事務所に」を「高知県幡多土木事務所に」に、「高知県中村土木事務所内」を「高知県幡多土木事務所内」に改める。

第４条中「以下」を「第６条において」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

県税及び県税外諸収入金郵便振替払込規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

高知県規則第109号

県税及び県税外諸収入金郵便振替払込規則を廃止する規則

県税及び県税外諸収入金郵便振替払込規則（昭和25年高知県規則第69号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成19年10月１日から施行する。

告　　　　示

高知県告示第628号

平成19年４月高知県告示第248号（地方自治法第153条第１項の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成19年10月１日から施行する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

１中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和31年法律第82号）第16条第１項」を「国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第12条」に改める。

高知県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律144号）第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人閑の会大野内科	四万十市渡川１－１－３	平19・９・１
さつき新谷歯科	〃　右山五月町14－16	〃　〃　〃

高知県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律144号）第50条の２の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人閑の会大野内科	四万十市渡川３－13－22	平19・８・31
さつき新谷歯科	〃　右山五月町８－13	〃　〃　〃
吉田薬局	南国市篠原1325－１	〃　５・31

高知県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年７月20日	特定非営利活動法人ＨＡＮＤＳ高知 土佐市高岡町乙790－38	特定非営利活動法人HANDS高知 土佐市高岡町乙790－38 訪問介護
平成19年８月８日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535	認知症デイサービスセンターふたな 高岡郡中土佐町久礼5998 認知症対応型通所介護
平成19年８月16日	〃	ヘルパーステーションふたな 高岡郡中土佐町久礼5998 訪問介護
〃	〃	デイサービスセンターふたな 高岡郡中土佐町久礼5998 通所介護
〃	〃	居宅介護支援事業所ふたな 高岡郡中土佐町久礼5998 居宅介護支援

高知県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第１項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年８月８日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535	認知症デイサービスセンターふたな 高岡郡中土佐町久礼5998 介護予防認知症対応型通所介護
平成19年８月16日	〃	ヘルパーステーションふたな 高岡郡中土佐町久礼5998 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスセンターふたな 高岡郡中土佐町久礼5998 介護予防通所介護

高知県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２の規定により、指定介護機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

区　分	介護機関の名称	所　在　地	変更年月日
変更前	いの町立居宅介護支援事業所	吾川郡いの町小川東津賀才53－１	平成18年10月１日
変更後		吾川郡いの町上八川甲1934	

高知県告示第634号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

施術者氏名	施術機関の名称	所在地	指定年月日
澤本　洋介	澤本指圧鍼灸院	長岡郡本山町寺家13－４	平成19年９月12日

高知県告示第635号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の２の規定により、指定施術機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

施術者氏名	施術機関の名称	所在地	廃止年月日
山﨑　康平	サンサン接骨院	香南市赤岡町南町376－12	平成19年９月３日

高知県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　高知春野
3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）
吾川郡春野町西分字関本1382番１から吾川郡春野町西分字西和田684番まで	前	7.0～9.1	784
吾川郡春野町西分字関本1382番１から吾川郡春野町西分字西和田684番１まで	後	8.5～28.0	784

高知県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　横浪公園
3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）
須崎市浦ノ内東分字ヒヨラシオタ155番11から	前	8.0～13.4	610

須崎市浦ノ内東分字ゲンジャク312番１まで	後	10.0 ～ 19.0	610

高知県告示第638号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　土佐一宮停車場一宮
3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）
高知市一宮東町一丁目1429番３から高知市一宮東町一丁目1428番３まで	前	6.3 ～ 8.4	26
	後	7.3 ～ 8.5	26

高知県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　庄田伊野
3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）
高岡郡日高村名越屋字上タチメ945番２から高岡郡日高村名越屋字下タチメ1008番２まで	前	3.8 ～ 42.5	472
高岡郡日高村名越屋字上タチメ949番１から高岡郡日高村名越屋字下タチメ1008番２まで	後	16.2 ～ 55.8	459

高知県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　上郷檮原
3　道路の区域

区　　間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延　長（メートル）
高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2830番２から高岡郡津野町芳生野字中島乙2287番２まで	前	4.0 ～ 36.7	957
高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2830番１から高岡郡津野町芳生野字中島乙2287番２まで	後	5.0 ～ 36.7	957

高知県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　伊野仁淀
3　道路の区域

供用開始区間	延　長（メートル）	供用開始年月日
高岡郡越知町片岡字古池ノ北1511番１から高岡郡越知町片岡字下本田1120番１まで	230	平成19年９月28日

高知県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　高知春野
3　道路の区域

供用開始区間	延　長（メートル）	供用開始年月日
吾川郡春野町西分字関本1382番１から吾川郡春野町西分字西和田684番１まで	784	平成19年９月28日

高知県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　横浪公園
3　道路の区域

供用開始区間	延　長（メートル）	供用開始年月日
須崎市浦ノ内東分字ヒヨラ		

シオタ155番11から 須崎市浦ノ内東分字ゲンジャク312番１まで	610	平成19年９月28日

高知県告示第644号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　土佐一宮停車場一宮
3　道路の区域

供用開始区間	延　長（メートル）	供用開始年月日
高知市一宮東町一丁目1429番３から 高知市一宮東町一丁目1428番３まで	26	平成19年９月28日

高知県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年９月28日から２週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年９月28日

高知県知事　橋本　大二郎

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　庄田伊野
3　道路の区域

供用開始区間	延　長（メートル）	供用開始年月日
高岡郡日高村名越屋字上タチメ949番１から 高岡郡日高村名越屋字上タチメ954番１地先まで	140	平成19年９月28日
高岡郡日高村名越屋字下タチメ1006番１から 高岡郡日高村名越屋字下タチメ1008番２まで	79	平成19年９月28日

議　会　告　示

高知県議会告示第５号

高知県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成７年12月高知県議会告示第３号）の一部を次のように改正する。

平成19年９月28日

高知県議会議長　山本　広明

第２条第２項中「第２条第１項第６号」を「第２条第１項第５号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第３条第１項中「第２条第１項第６号」を「第２条第１項第５号」に、「株券」を「株券、金銭信託」に改め、同条第２項から第５項までの規定中「第２条第１項第７号」を「第２条第１項第６号」に改める。

別記第１号様式及び別記第２号様式中「・郵便貯金」、

「　（３）　郵便貯金

郵便貯金の総額	円

注　通常郵便貯金を除く。」

及び

「　５　金銭信託

元本の総額	円

」

を削り、「６　有価証券」を「５　有価証券」に、「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額（金銭信託については、元本の総額）を」に、「７　自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）」を「６　自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）」に、「８　ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）」を「７　ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）」に、「９　貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）」を「８　貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）」に、「10　借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）」を「９　借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）」に改める。

附　則

この規程は、平成19年９月30日から施行する。ただし、別記第１号様式及び別記第２号様式の改正規定（「・郵便貯金」及び「　（３）　郵便貯金

郵便貯金の総額	円

注　通常郵便貯金を除く。」

を削る部分に限る。）は、同年10月１日から施行する。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県教育委員会委員長　宮地　彌典

高知県教育委員会規則第21号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２級の高岡郡の檮原町の項を次のように改める。

檮原町	四万川小学校	平成２年１月１日

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年９月28日

高知県公安委員会委員長　竹内　克之

高知県公安委員会規則第16号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項(７)中「実況見分又は検証」を「道路の交通に関する調査又は道路の点検に係る警察活動」に改め、同項(16)のカ中「通常郵便物」を「郵便物」に改め、同表の９の項(２)中「犯罪の捜査、交通の指導取締り又は交通事故の調査のため」を「警察活動に伴い」に改め、同表の12及び13の項(３)中「犯罪の捜査、交通の指導取締り又は交通事故の調査のため現に停止を求められている」を「規制の種別９の項の適用を除外する車両の欄中(２)に掲げる」に改める。

別表第２県道高知南環状の項中「吾川郡春野町弘岡中字後田1691番１地先」を「高知市春野町弘岡中字後田1691番１地先」に改め、同表県道高知春野の項中「吾川郡春野町仁ノ字松屋敷3405番１地先」を「高知市春野町仁ノ字松屋敷3405番１地先」に改める。

附　則

この規則中別表第１の改正規定（同表の１の項(16)のカの改正規定を除く。）は公布の日から、同表の１の項(16)のカの改正規定は平成19年10月１日から、別表第２の改正規定は平成20年１月１日から施行する。

監査委員告示

高知県監査委員告示第１号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第１項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成19年９月13日（掲示済）

高知県監査委員　武石　　利彦
同　　　　　　　植田　壮一郎
同　　　　　　　坂本　　千代
同　　　　　　　奴田原　　訂

１　包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

中嶋　　　正　埼玉県さいたま市緑区東浦和六丁目15番地３
坂本　　有彦　高知市城山町174番地29
濱本　健太朗　高知市高須新町四丁目２番12号コーポ山崎101

２　監査の事務を補助できる期間

平成19年９月13日から平成20年３月31日まで

正　　誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄（行）	正	誤
平18・4・1	号外10	◎告示	3	左（15）	第158条第2項	第158条の2
平19・2・27	8924付録	目録	2	中（17）	1　12	1　16
平19・6・15	8951	◎公安委員会規則	8	左（38）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健法及び精神障害者福祉に関する法律
平19・8・14	号外26	目次	1	左（14）	◎高知県南海地震対策推進本部設置規程〈4・1掲示〉	◎高知県南海地震対策推進本部設置規程